

(参考) サービス提供体制強化加算の介護サービス別算定要件一覧

No.	サービス種別	区分	介護職員等配置要件（前年度4月～翌年2月までの平均値）	その他算定上必要な要件
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	I	① または② ① 訪問介護員の総数のうち介護福祉士の占める割合が <b>60%</b> 以上 ② 訪問介護員の総数のうち勤続年数 <b>10年</b> 以上の介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) ① 全ての定期巡回随時対応型訪問介護看護従業者に対して <b>従業者ごとに研修計画を作成した上での外部・内部の研修の実施する。</b> ●事業所全体の研修計画は、事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めた計画としてください。 ●個別研修計画は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画としてください。 注1：計画の期間については、従業員の技能や経験に応じた適切な期間を設定するなど、柔軟な計画を策定してください。 注2：全ての従業者がおおむね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定してください。 注3：職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成しても差し支えありません。 ② <b>利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした研修の実施する。</b> ●おおむね1月に1回以上開催してください。 ●事業所全ての従業者が参加するものとします。 ●全員が一同に会して参加する必要はなく、複数のグループに分かれて開催することは認められます。 ●利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向も含め、記載してください。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供にあたって必要な事項 ③ <b>事業所すべての従業員に対する健康診断の実施する。</b> ●労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた常時使用する労働者に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施してください。 ●新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。
		II	① または② ① 訪問介護員の総数のうち介護福祉士の占める割合が <b>40%</b> 以上 ② 訪問介護員の総数のうち介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が <b>60%</b> 以上	
		III	①～④のいずれか ① 訪問介護員の総数のうち介護福祉士の占める割合が <b>30%</b> 以上 ② 訪問介護員の総数のうち介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が <b>50%</b> 以上 ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が <b>60%</b> 以上 ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続 <b>7年</b> 以上の常勤職員の占める割合が <b>30%</b> 以上	
2	地域密着型通所介護	I	① または② ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ② 介護職員の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  (※直接処遇職員とは) 利用者に直接サービスを提供する職員。 人員基準上の介護職員・生活相談員・看護師・機能訓練指導員。
		II	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上	
		III	① または② ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>40%</b> 以上 ② 直接処遇職員※の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> を超える職員が占める割合が <b>30%</b> 以上	
3	認知症対応型通所介護	I	① または② ① 介護職員※の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ② 介護職員※の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  (※対象の範囲) 共用型認知症対応型通所介護については、設備を共用する介護サービス事業所の職員についても含めた総数で計算を行う。
		II	介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上	
		III	① または② ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>40%</b> 以上 ② 直接処遇職員※の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> を超える職員が占める割合が <b>30%</b> 以上	
4	小規模多機能型居宅介護	I	① または② ① 看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ② 看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) ① 全ての介護従業者に対して従業者ごとに研修計画を作成した上での外部・内部の研修の実施する。 ② 利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした研修の実施する。 ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
		II	看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上	
		III	①～③のいずれか ① 看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>40%</b> 以上 ② 従業者の総数のうち、常勤職員が占める割合が <b>60%</b> 以上 ③ 従業者の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> 以上の者が占める割合が <b>30%</b> 以上	

(参考) サービス提供体制強化加算の介護サービス別算定要件一覧

No.	サービス種別	区分	介護職員等配置要件（前年度4月～翌年2月までの平均値）		その他算定上必要な要件
5	認知症対応型共同生活介護	I	①または②	① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ----- ② 介護職員の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  (※直接処遇職員とは) 利用者に直接サービスを提供する職員。介護職員・看護職員のみではなく、計画作成担当者（ただし、計画作成担当者として従事した時間のみ）も含まれる。
		II		介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>60%</b> 以上	
		III	①～③のいずれか	① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上 ----- ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が占める割合が <b>75%</b> 以上 ----- ③ 直接処遇職員※の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> を超える職員が占める割合が <b>30%</b> 以上	
6	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	I	①または②	① 保健師・看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ----- ② 保健師・看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) ① 全ての介護従業者に対して従業者ごとに研修計画を作成した上での外部・内部の研修の実施する。 ② 利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした研修の実施する。 ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
		II		保健師・看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上	
		III	①～③のいずれか	① 保健師・看護師・准看護師を除く介護従業者の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>40%</b> 以上 ----- ② 従業者の総数のうち、常勤職員が占める割合が <b>60%</b> 以上 ----- ③ 従業者の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> 以上の者が占める割合が <b>30%</b> 以上	
7	総合事業 (通所型サービス)	I	①または②	① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>70%</b> 以上 ----- ② 介護職員の総数のうち、勤続年数 <b>10年</b> を超える介護福祉士が占める割合が <b>25%</b> 以上	(全共通) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  (※直接処遇職員とは) 利用者に直接サービスを提供する職員。人員基準上の介護職員・生活相談員・看護師・機能訓練指導員。
		II		介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>50%</b> 以上	
		III	①または②	① 介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が <b>40%</b> 以上 ----- ② 直接処遇職員※の総数のうち、勤続年数 <b>7年</b> を超える職員が占める割合が <b>30%</b> 以上	